

請求をする前に…必ずお読みください！

建退共の退職金は、退職して事業所が変わっても先々の事業主（建設業）のところで共済証紙を貼ってもらい、働いた日数分は全部通算されて支払われる仕組みとなっています。

1冊の手帳で長く積立を続けると運用利益が大きくなり、受け取る時とても有利になります。

現在の状況で当てはまるものはありますか？チェック☑してみてください！

事業主となった。 独立する。 建設業で働かない。（建設業から引退）

いずれかに該当した場合は、請求手続きができます。（積み立てが原則 500 日以上あること！）

どれにも該当しない場合、例えば・・・

「建設業で働く可能性がある方」「仕事が決まっていない方」「まだ分からないという方」

請求資格がある場合でも、請求手続きはちょっと待ってください。

例えば、

継続が断然おトクなんです！👍

～A社で20年働いて退職し、次にB社で5年働いて退職した方の場合～
（A社で20年積立、B社で5年積立の場合）

【1冊の手帳で継続した場合の退職金】 25年分 → 2,474,439 円 ……①

【退職する都度請求し、2回受け取った（継続しなかった）場合の退職金】
（20年分 → 1,933,479 円）+（5年分 → 414,087 円）= 2,347,566 円
（2回分の合計） ……②

同じ25年分でも1冊の手帳で長く積立を継続した方が、
126,873 円（①-②）多く受け取ることになります。

＜最初から日額320円で積立を始めた場合で、月21日働いたとして計算しています。＞

※ 退職金試算は「建退共長崎県支部」のホームページからアクセスすることができます。

- ◆ 手帳には有効期限がありません。
（建設業で働くようになったら、いつでも積み立て再開・継続が可能です。）
 - ◆ 次に建設業で働いた場合は、手帳があることをその事業主へ申し出てください。
 - ◆ 退職金を満額受け取るための請求資格は約500日の積み立てからです。
（被共済者死亡の場合は、約250日の積み立てがあればご遺族の方が満額を受け取れます。）
- ※ 積み立てが 250 日以上 500 日未満 の場合は、お問い合わせください。（Tel 095-826-2285）

退職金請求手続きの方は裏面をご確認ください。

退職金請求手続きについて

『退職金請求手続きのご案内』の冊子を参考にして、「退職金請求書」および「退職所得受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」を作成してください。

*遺族請求の方は、「退職所得受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」の提出は不要です。

訂正について

記入を間違った場合は、二重線を引いて（訂正印不要）余白に記入してください。修正ペンや修正テープは使用しないでください。

提出書類について

*詳しくは、「退職金請求手続きのご案内」をご参照ください。

- ① 退職金請求書
- ② 「退職所得受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」
- ③ 共済手帳 *紛失しているときは「共済手帳紛失又は棄損による再交付申請書」
- ④ 住民票原本（個人番号記載あり）*発行から3か月以内のもの
- ⑤ 身元確認書類（コピー） *運転免許証（両面）、健康保険証等。〈有効期限内のもの〉
- ⑥ 請求人名義の預貯金通帳（表紙と表紙をめくった見開き部分）またはキャッシュカードのコピー *ゆうちょ銀行を振込先に指定する場合は通帳のコピーが必須です！

⑦～⑧の書類は該当者のみ提出してください。

■住民票に個人番号が記載されていない方■

- ⑦ 通知カードまたは個人番号カード（両面）のコピー

■退職金請求書の退職所得確認欄が「B」に該当する方■

- ⑧ 退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）のコピー *先に退職手当等を受けたところの分

※⑤身元確認書類に健康保険証のコピーを添付される方は、保健番号・被保険者番号、番号は読み取れないようにマスキングしてコピーしてください。

※確認書類等をコピーしていただく際は、A4サイズの用紙にお願いいたします。

※退職金請求事由発生日が平成27年12月31日以前の方は、個人番号（マイナンバー）に関する書類⑥⑦の提出は不要となります。住民票は個人番号なしで取得してください。

※遺族請求の方は、個別に対応いたしますのでお問い合わせください。

提出された退職金請求書類に不備があった場合は、お電話いたしますので必ず日中連絡が取れる番号（携帯等）をご記入ください。

★ 連絡が取れない場合は、退職金請求手続きが遅れます。★

なお、連絡が取れないまま1ヶ月経過した場合は、お預かりした退職金請求書類全てを返却させていただくことがございますのでご了承ください。